平成２５年４月１７日

関係団体食品リサイクル等担当者　各位

農林水産省食料産業局
バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

食品リサイクル法に基づく定期報告書の報告に関する周知の協力要請及び食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標について

日頃から食品環境行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
平成２１年度から開始された食品リサイクル法に基づく定期報告について、貴団体におかれましては、傘下会員の皆様への周知等に御協力いただいてきましたことに感謝致します。
今年度も６月末が報告期限となっておりますので、下記の内容及び別添資料について、傘下会員の方々へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１　食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の前年度の発生量が１００トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。

２　年間１００トン以上の食品廃棄物等の発生量があるにもかかわらず、平成２１年度から本年度までの定期報告が行われていない食品関連事業者は、今後、食品リサイクル法に基づき報告徴収及び立入検査並びに罰則（２０万円以下の罰金）の対象となります。

３　平成２４年度実績の定期報告からは、細分化された業種（７４区分）での報告をお願いします。なお、食品廃棄物等の発生抑制の目標値（平成２４年４月設定）に該当している１６業種（※）につきましては、発生量が目標値以下になるように努めていただくことが必要です。

４　食品リサイクル法に基づく現行の基本方針では、各業種別の再生利用等実施率について、「平成２４年度までに、食品製造業８５％、食品卸売業　７０％、食品小売業　４５％、外食産業　４０％に向上させることを目標とする」とされていますが、平成２５年度以降の目標については、法全体の見直しの検討を踏まえて、今後新たに基本方針が策定されるまでの当分の間、現行の目標値を据え置くこととされました。（平成２５年３月２８日食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会（農林水産省）と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会（環境省）の合同会合において了承）

食品関連事業者の皆様方におかれましては、引き続き食品リサイクルに取り組んでいただきますよう、お願い致します。

なお、御不明の点などございましたら、別添資料にあります各地方農政局等までご連絡願います。

（※）発生抑制の目標値一覧

業　種	業種区分	暫定目標値		
食品製造業	肉加工品製造業	売上高百万円あたり	113	kg
	牛乳・乳製品製造業	売上高百万円あたり	108	kg
	しょうゆ製造業	売上高百万円あたり	895	kg
	味そ製造業	売上高百万円あたり	191	kg
	ソース製造業	製造量１ｔあたり	59.8	kg
	パン製造業	売上高百万円あたり	194	kg
	麺類製造業	売上高百万円あたり	270	kg
	豆腐・油揚製造業	売上高百万円あたり	2,560	kg
	冷凍調理食品製造業	売上高百万円あたり	363	kg
	そう菜製造業	売上高百万円あたり	403	kg
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高百万円あたり	224	kg
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高百万円あたり	14.8	kg
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高百万円あたり	4.78	kg
食品小売業	各種食料品小売業	売上高百万円あたり	65.6	kg
	菓子・パン小売業	売上高百万円あたり	106	kg
	コンビニエンスストア	売上高百万円あたり	44.1	kg